

横浜市中小企業振興基本条例に基づく平成 22 年度の取り組み状況について

●物品及び委託契約における市内中小企業者の受注機会の増大について

1 平成 22 年度の受注機会増大に向けた取り組み

政策局では、「横浜市中小企業振興基本条例」の趣旨を踏まえ、物品調達及び委託業務にあたって、市内事業者への優先発注を基本方針とし、市内中小企業者の入札参加機会の確保を進めてきました。

その結果、22 年度の契約実績に占める市内中小企業者への発注件数割合は 72.2%と、21 年度の 67.8%と比べ、4.4 ポイント増加しました。また、金額についても、21 年度の 30.6%から 22 年度は 63.8%となり、33.2 ポイント増加しました。

市内中小企業者への発注状況（政策局契約分）

区分	契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）										単独随意契約及び大規模契約の合計	
	市内中小企業契約実績										件数	金額
	件数	構成比率	前年度からの増減	金額	構成比率	前年度からの増減	件数	金額				
平成 22 年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	
	物品	304	74.1	0.3	22,071	61.2	4.7	410	36,087	27	1,432	
	委託	99	66.9	20.3	80,950	64.5	37.0	148	125,487	16	58,055	
	合計	403	72.2	4.4	103,021	63.8	33.2	558	161,574	43	59,487	
平成 21 年度	工事	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0	0	0	
	物品	231	73.8	—	7,641	56.5	—	313	13,519	43	1,892	
	委託	41	46.6	—	31,639	27.5	—	88	115,004	40	78,888	
	合計	272	67.8	—	39,280	30.6	—	401	128,523	83	80,780	

※ 「構成比率」はそれぞれの数値（件数又は金額）が契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）に占める割合

※ 「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、中小企業庁が行っている「官公需契約実績額等の調査」と同様に、競争の余地がない単独随意契約及び中小企業者の参入の余地が少なく、入札参加者を市内事業者に限定できない大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）を除いたもの

2 今後の受注機会増大に向けた取り組みの方向性

局業者選定委員会において、所在地区分とともに企業規模についても審議を行うよう要綱等の見直しを図り、市内中小企業者の入札参加機会の増大を図ります。

【参考資料】

市内中小企業者への発注状況（財政局契約部契約分）

区分	契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）								単独随意契約及び大規模契約の合計		
	市内中小企業契約実績						件数	金額	件数	金額	
	件数	構成比率	前年度からの増減	金額	構成比率	前年度からの増減					
平成22年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
	物品	26	81.3	5.1	19,114	63.8	▲22.6	32	29,976	1	153
	委託	3	100.0	0.0	25,003	100.0	0.0	3	25,003	0	0
	合計	29	82.9	4.7	44,117	80.2	▲9.9	35	54,979	1	153
平成21年度	工事	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0	0	0
	物品	16	76.2	—	13,274	86.4	—	21	15,359	0	0
	委託	2	100.0	—	5,772	100.0	—	2	5,772	1	16,515
	合計	18	78.2	—	19,046	90.1	—	23	21,131	1	16,515

※ 「構成比率」はそれぞれの数値（件数又は金額）が契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）に占める割合

※ 「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、中小企業庁が行っている「官公需契約実績額等の調査」と同様に、競争の余地がない単独随意契約及び中小企業者の参入の余地が少なく、入札参加者を市内事業者に限定できない大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）を除いたもの

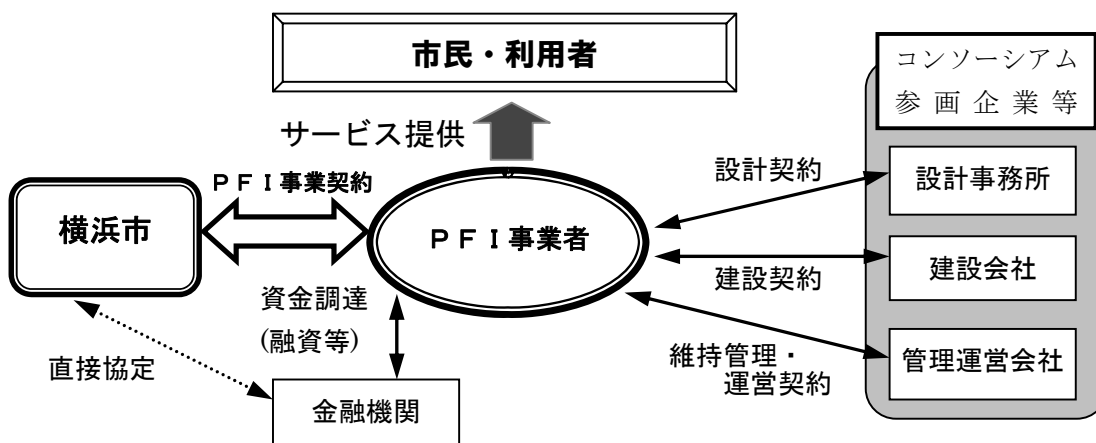
本市のPFI事業について

1 PFIの概要

(1) PFIの仕組み

PFI(※)とは、公共施設等の建設・維持管理・運営等を、民間の資金・経営能力および技術的能力を活用して効率的かつ効果的に実施し、サービス水準の向上や財政負担の軽減を図る事業手法です。

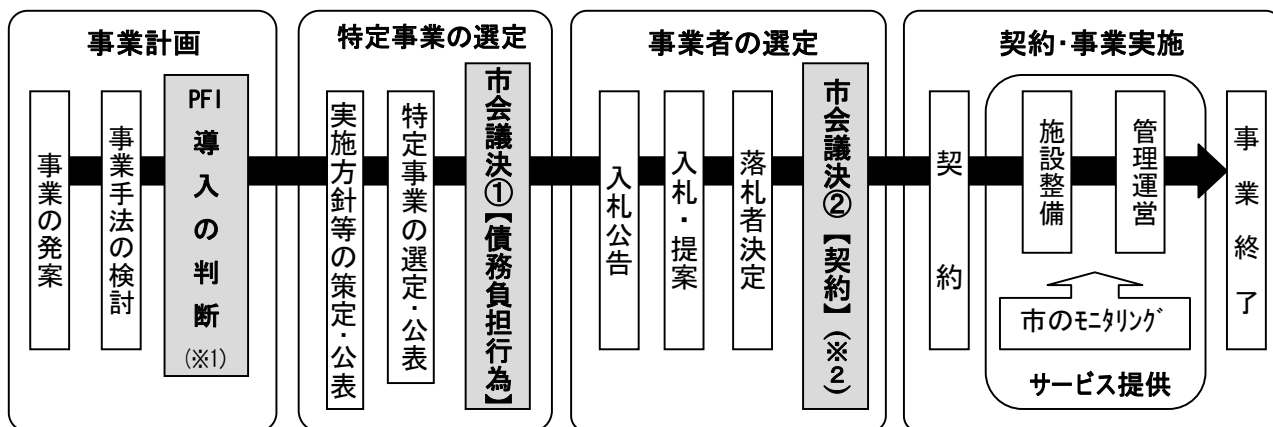
従来の手法では、「設計」「建設」「維持管理」「運営」を、それぞれ個別に民間事業者と契約するか、横浜市が自ら行っていました。PFIでは、「設計・建設」から「管理・運営」までを一体的にPFI事業者と契約し、実施します。



※ PFI: Private Finance Initiative の略

(2) PFIの実施に向けた主な手続の流れ

PFIを実施する場合の主な手続の流れは、下図のとおりとなっており、導入する場合には、債務負担行為の設定及び契約の締結の2回にわたり、市会の議決をいただくこととなります。



※1 経営会議等で実施

※2 企業会計の事業を除く

(3) 「VFM」の考え方

PFIの導入にあたっては、民間事業者のノウハウなどの活用によって、サービス水準の向上や経費の節減などが見込まれることが前提となりますが、その検討には、「VFM(Value for Money)」という考え方が用いられます。

VFMは、通常、「PFIで事業を実施した場合、従来の手法で実施するよりも、財政負担がどれだけ軽減されるか」を示すものとして、以下の式により算定されます。

$$\text{VFM} = \frac{\text{従来手法で実施した場合の財政負担額} - \text{PFIで実施した場合の財政負担額}}{\text{従来手法で実施した場合の財政負担額}} \times 100 (\%)$$

※ 財政負担額：施設の建設費(企画・設計を含む)、運営費(維持管理を含む)、支払利息等

PFIでは、一括発注、性能発注、民間の創意工夫に基づく効率化等により、財政負担の軽減が期待されます。

2 横浜市PFIガイドライン

(1) ガイドラインについて

本市では、PFI 事業を進めていく場合の基本的な手順、各段階での手続内容の詳細など、制度運用面での基本的な考え方を定めるものとして「横浜市PFIガイドライン」を平成15年3月に策定しました。22年4月には、中小企業振興基本条例の趣旨の反映、制度運用の透明性の向上等を図るため、ガイドラインを一部改正しました。

(2) 主な改正内容

① PFI事業を通じた地域活性化への寄与

- ・民間事業者から「地域活性化」の提案を求め、それを事業者選定審査の中で評価
- ・落札者が、建設等の業務を発注する場合、市内企業が最優先に活用されるよう文書で依頼

② VFM公表方法の改善

- ・入札において正当な競争が阻害されるものを除き、算出過程や算出方法を原則公表

③ 後年度財政負担の一層の透明化

- ・PFI 事業に係る債務等の後年度負担は、従来から「債務負担行為」として毎年度の予算書等に計上していたが、本市の貸借対照表に反映し、内訳も公表することで透明性を向上

④ PFI 事業者に対する市のモニタリング

- ・市のモニタリング結果を、横浜市PFI事業審査委員会へ報告し、意見等を聴取

3 PFI導入事業の一覧

本市でこれまでにPFI手法を導入した事業は下表のとおりとなっています。平成23年9月現在

事業名	所管	事業期間	現在の段階	契約後VFM	契約金額
①戸塚駅西口市街地再開発事業 仮設店舗整備等事業	都市整備	約8年 (H14.9~22.3)	事業終了	13.8%	2,320百万円
②下水道局改良土プラント増設・運営事業	環境創造	約11年 (H15.6~26.3)	管理運営	240百万円(※1)	414百万円
③十日市場小学校整備事業	教育	約15年 (H17.9~32.3)	維持管理	29.6%	2,872百万円
④サイエンスフロンティア高等学校整備事業	教育	約15年 (H18.2~33.3)	維持管理	40.6%	9,396百万円
⑤北部汚泥資源化センター消化ガス発電設備整備事業	環境創造	約22年 (H20.8~42.3)	管理運営	8.5%	8,254百万円
⑥瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業	市民	約17年 (H20.12~38.3)	建設(※2)	9.1%	10,898百万円
⑦水道局川井浄水場再整備事業	水道	約25年 (H21.2~46.3)	設計建設	6.2%	27,679百万円
⑧戸塚駅西口市街地再開発事業に伴う公益施設整備事業	市民	約17年 (H22.6~39.3)	建設	16.7%	16,903百万円

◆ 現在、入札手続中の事業

⑨南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業	環境創造	約24年【予定】 (H24~48.3)	入札公告	7.1% 【契約前】	16,212百万円 【予定価格】
-----------------------	------	------------------------	------	---------------	---------------------

※1 改良土プラント事業は「独立採算」型の事業であり、本市が運営した場合でも財政負担が生じません。そのため、財政負担の軽減割合ではなく、本市が運営した場合と比較して、収益が増加する分をもって「VFM」としています。

※2 公会堂部分については施設が完成し、管理・運営を行っています。

4 PFI事業審査委員会の評価

本市では、すべてのPFI事業の進捗状況を各所管局がモニタリングするとともに、外部の有識者により構成される「横浜市PFI事業審査委員会」でモニタリング結果の確認を行っています。

その結果、22年10月に審査委員会から提出された「PFI事業の進捗状況等に関する意見書」では、全般的な評価として、「当初想定されたVFM及びサービス向上策が確保されているものと考えられ、PFI事業者及び横浜市の取組は、十分評価できる」との意見をいただいています。

【参考】 PFI事業審査委員会（モニタリング）委員名簿（敬称略）

常任委員	宮本 和明	東京都市大学環境情報学部 教授	[PFI]	《委員長》
	松下 倫子	関東学院大学人間環境学部 教授	[行財政一般]	《副委員長》
	張 櫻馨	横浜市立大学国際総合科学部 准教授	[金融]	
専門委員 (H22 モニタリング)	小宮 一真	みずほ総合研究所株式会社 主席研究員	[PFI]	
	三枝 康雄	株式会社浜銀総合研究所 主席研究員	[PFI]	

5 PFI手法の導入に伴う効果と課題

PFI手法の導入に伴う、これまでの主な効果は以下のとおりです。

主な効果

1. 財政負担を軽減できている
2. 建設費にかかる各年度の支出額が平準化されている
3. 民間事業者のノウハウの活用により、サービス水準の向上や新技術の導入等が図られている

(参考) 民間事業者のノウハウの活用に関する所管局の主な意見

- ・民間企業の持つ、施設の建設・運営ノウハウを活用できた (①戸塚再開発仮設店舗等)
- ・本市が有しない新技術を導入できた (⑦水道局川井浄水場等)
- ・設計から運営までを一貫して実施することで、より効果的・効率的な運営が可能 (⑤北部汚泥消化ガス等)

PFI手法の導入により以上のような効果が得られた一方で、以下のような課題が指摘されています。

主な課題

1. 本市にとって、従来よりも、導入手続に長期間を要するとともに、業務量が増加する
2. 民間事業者にとって、PFIに関する知識の習得が大きな負担となる
3. PFI事業の多くは規模が大きいため、WTO政府調達協定の規定により、市内の中小企業等に限定した入札等が実施できない (1事業あたり23億円以上)
4. また、PFIは提案書類の作成業務や長期にわたる準備期間など入札等に関する民間事業者の負担が大きいこともあり、中小企業の参入は従来よりも困難となっている

6 今後の考え方

これまで、本市では、ある程度の事業規模があり、民間の創意工夫の余地が大きい事業や、コスト削減効果の高い事業についてPFIを導入してきましたが、以上のように、PFIには様々な効果と課題があります。

今後は、従来の観点にくわえて、民間のノウハウがより発揮できるかという点や、事業の緊急性、市内経済の活性化など、さらに幅広い視点から慎重に検討してまいります。